



なの花と花桃

税務と経営

編集発行人
税理士

村野幸司

事務所 〒639-2102
奈良県葛城市東室123番地1
TEL 0745 (69) 8282
FAX 0745 (69) 7377
自宅 0745 (69) 2174

◆ 3月の税務と労務

3月

(弥生) MARCH

20日・春分の日

国 税／平成24年分所得税の確定申告

2月16日～3月15日

国 税／個人の青色申告の承認申請 3月15日

国 税／贈与税の申告 2月1日～3月15日

国 税／2月分源泉所得税の納付 3月11日

国 税／個人事業者の24年分消費税の確定申告

4月1日

国 税／1月決算法人の確定申告

(法人税・消費税等)

4月1日

国 税／7月決算法人の中間申告

4月1日

国 税／4月、7月、10月決算法人の消費税の中間申告

(年3回の場合)

4月1日

日	月	火	水	木	金	土
.	.	.	.	.	1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31	.	.	.	.	.	.

地方税／個人の都道府県民税、市町村民税、事業税

(事業所税)の申告

3月15日

ワン
ポイント

核燃料税 原子力発電所の存廃が関心を集めていますが、青森県など13道県と柏崎市、薩摩川内市の2市では電力会社に対し法定外税として核燃料税等を課税しています（うち福島県は昨年11月に核燃料税廃止を決定）。これによる地方税収は平成22年度決算額で計405億円にのぼっており、原発を廃止した場合、財源の確保が課題となります。

税務手続に関する 国税通則法等の 改正ポイント

平成二十三年十二月に税務調査手続の明確化等 내용을とする
国税通則法等の改正が行われています。

納税者にとって知っておくべき重要な項目ですので、以下ポイントを整理してみます。

I 三〇〇万円以下の白色申告者の記帳義務及び記録保存義務

個人の白色申告者のうち前々年分あるいは前年分の事業所得、不動産所得又は山林所得の合計額が三〇〇万円を超える者に必要とされていた記帳と帳簿書類の保存が、これらの所得を生ずべき業務を行う全ての者(所得税の申告が必要のない者を含みます。)について、平成二十六年一月から必要になります。

II 更正の請求期間の延長等

納める税金が多すぎた場合や還付される税金が少なすぎた場合には、税金の減額や還付金額の増額を求める「更正の請求」をすることができます。

更正の請求をすることができます。期間が、平成二十三年十二月二日以後に法定申告期限が到来する国税について五年(改正前一年)に延長されています。

その際には、更正の請求をする理由の基礎となる「事実を証明する書類」の添付が必要です。

なお、故意(過失は除く)に内容虚偽の更正の請求書を提出した場合には、法律に罰則の定めがあります。

※ 平成二十三年十二月一日以前に法定申告期限が到来した

国税について、「更正の請求」をすることができる期間を過ぎた場合であっても、税務署長が増額更正を行うことができる期間内であれば、税額の減額や還付金額の増額を求める「更正の申出」をすることができます。

III 税務調査手続

従来からの運用を踏まえて、税務調査手続が国税通則法において、法定化されています。

この改正は、原則として平成二十五年一月一日以後に開始する税務調査から適用されています。

1 事前通知

税務調査に際しては、原則として、納税者に対し調査の開始日時・開始場所・調査対象税目・調査対象期間などが事前に通知されます。

なお、合理的な理由がある場合には、調査日時の変更の協議を求めることができます。

ただし、税務署等が保有する情報から、事前通知をすることにより正確な事実の把握を困難

〇月〇日に
税務調査



にする、又は調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合には、事前に通知せずに税務調査が行われることがあります(事前通知の例外事由といえます)。

法定化を受け、事前通知を要しない場合として通達に示された例外事由は以下のとおりです。

【事前通知の例外事由】

- ① 事前通知をすることにより、納税義務者において、法第一二七条第二号又は同条第三号に掲げる行為(税務職員の間、不答弁や偽りの答弁、帳簿書類の提示に応じない、偽りの帳簿書類の提示等)、を行うことを助長することが合理的に推認される場合。
- ② 事前通知をすることにより、

納税義務者において、調査の実施を困難にすることを意図し逃亡することが合理的に推認される場合。

③ 事前通知をすることにより、納税義務者において、調査に必要な帳簿書類その他の物件を破棄し、移動し、隠匿し、改ざんし、変造し、又は偽造することが合理的に推認される場合。

④ 事前通知をすることにより、納税義務者において、過去の違法又は不当な行為の発見を困難にする目的で、質問検査等を行う時点において適正な記帳又は書類の適正な記載と保存を行っている状態を作出することが合理的に推認される場合。

⑤ 事前通知をすることにより、納税義務者において、その使用人その他の従業者若しくは取引先又はその他の第三者に對し、前記①から④までに掲げる行為を行うよう、又は調査への協力を控えるよう要請する（強要し、買収し又は共謀することを含む）ことが合理的に推認される場合。

⑥ 事前通知をすることにより、税務代理人以外の第三者が調査立会いを求め、それにより調査の適正な遂行に支障を及ぼすことが合理的に推認される場合。

⑦ 事前通知を行うため相応の努力をして電話等による連絡を行おうとしたものの、応答を拒否され、又は応答がなかった場合。

⑧ 事業実態が不明であるため、実地に臨場した上で確認しないと事前通知先が判明しない等、事前通知を行うことが困難な場合。

2 質問事項への回答と帳簿書類の提示又は提出

税務調査の際には、質問検査権に基づく質問に対して正確に回答し、求めに応じ帳簿書類などを提示又は提出することとされています。

なお、質問事項に對し偽りの回答をした場合若しくは検査を拒否した場合、又は正当な理由がなく提示しない場合、あるいは偽りの記載をした帳簿書類の提示若しくは提出をした場合に

は、法律上の罰則があります。

3 帳簿書類の預かりと返還

調査担当者は、税務調査において必要がある場合には、納税者の承諾を得た上で、提出された帳簿書類などを預かります。その際には、預り証が渡されます。預かる必要がなくなつた場合には、速やかに返還されます。

4 調査結果の説明と修正申告や期限後申告の勧奨

税務調査で、申告内容に誤りが認められた場合や、申告する義務がありながら申告していなかったことが判明した場合には、調査結果の内容を説明し、修正申告や期限後申告が勧奨されます。

ただし、修正申告等が勧奨される場合には、「修正申告等をした場合は不服申立てはできないが、更正の請求はできる」とことが説明され、その旨を記載した書面が渡されます。

5 増額更正期間制限の延長

平成二十三年十二月二日以後に法定申告期限が到来する国税

について、増額更正を行うことができる期間が五年（改正前三年）に延長されています。

6 処分理由の記載

税務署長等が、更正又は決定などの不利益処分や納税者からの申請を拒否する処分を行う場合には、その通知書に処分理由が記載されます。

7 更正又は決定をすべきと認められない場合の通知

税務調査の結果、申告内容に誤りが認められない場合や、申告義務がないと認められる場合などには、その旨が書面により通知（いわゆる是認通知）されます。

8 再調査

税務調査の結果に基づき修正申告書等が提出された後又は更正若しくは決定などをした後や、是認通知をした後においても、税務調査の対象とした期間について、新たに得られた情報に照らし非違があると認められるときは、改めて税務調査が行われます。

インターネットを通じて取引を行った場合の仕入税額控除の適用

課税事業者が仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として課税仕入等の事実の帳簿への記載、保存及び課税仕入等の事実を証する請求書等の保存をする必要があります。

この場合の請求書等とは、課税資産の譲渡等を行う事業者が、課税資産の譲渡等を受ける事業者に交付する請求書、納品書などで、①書類の作成者の氏名又は名称、②課税資産の譲渡等を行った年月日、③課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容、④課税資産の譲渡等の対価の額、⑤書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称が記載されているものとされています。

また、請求書等の交付を受けなかったことについて、やむを得ない理由があるときは、帳簿に①相手方の氏名又は名称、②課税仕入を行った年月日、③課税仕入に係る

資産又は役務の内容、④支払対価の額などの記載事項に加えてやむを得ない理由と相手方の住所を記載して保存することにより、仕入税額控除の適用を受けることができます。

例えば、小売業を営む法人が、インターネットを通じて取引を行った場合には、請求書等に記載されるべき法定事項が通信回線を介してコンピュータ間で電子データとして交換されるため、請求書等そのものが作成・交付されないこととなり、電子データ以外の保存が行えない状況となりますが、これは、請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由がある場合に該当するものと考えられます。

したがって、帳簿に記載すべき事項に加えて、インターネットを通じた取引による課税仕入であること及び課税仕入の相手方の住所を記載して保存する場合には、仕入税額控除の適用を受けることができます。

印紙を貼り付けなかった場合の過怠税

印紙税の課税文書の作成者が、納付すべき印紙税を課税文書の作成の時までに納付しなかった場合には、その納付しなかった印紙税の額とその2倍に相当する金額との合計額（つまり印紙税額の3倍）に相当する過怠税を徴収されることになります。また、印紙を貼り付けただけで所定の方法で消印しなかった場合には、消印されていない印紙の額面金額に相当する金額の過怠税を徴収されることになっています。

ただし、印紙税の税務調査を受ける前に、課税文書の作成者が自主的に所轄税務署長に対し、印紙税を納付していない旨の申出をした場合、その過怠税は、その納付しなかった印紙税の額とその10%に相当する金額との合計額（つまり印紙税額の1.1倍）になります。

なお、この過怠税は、法人税の所得計算上、損金に算入することができません。

取得費がわからない場合の譲渡所得の金額

土地や建物の譲渡所得の金額は、土地や建物を売った金額から取得費と譲渡費用を差し引いて計算します。取得費は、土地の場合、買い入れたときの購入代金や購入手数料などの合計額です。建物の場合は、購入代金などの合計額から減価償却費相当額を差し引いた額です。

しかし、売った土地建物が先祖伝来のものであるとか、買った土地建物が先入れた時期が古いなどのため取得費がわからない場合には、売った金額の5%相当額を取得費とすることができます。実際の取得費が売った金額の5%相当額を下回る場合も同様です。

例えば、土地及び建物を三千万円で売った場合に取得費が不明のときは、売った金額の5%相当額である一五〇万円を取得費とすることができます。